

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る特定随意契約
契約の内容	物品又は役務の概要	谷地区公民館除草業務
	規格・品質等	谷地区公民館の敷地内の草刈り・除草
	数量等	草刈り・除草作業 年2回
	納入場所又は履行場所	鳥取市国府町糸谷15番地1 谷地区公民館
	納入期限又は履行期間	令和8年7月1日から令和8年10月31日
契約締結予定日		令和8年7月1日
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1) 定期的に業務を行い、業務実績を報告すること。 (2) 契約の内容に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。
契約申込みの申請先		鳥取市国府町総合支所地域振興課 (鳥取市国府町宮下1221番地) 電 話：0857-30-8652 FAX：0857-27-3064
契約申込みの期限		令和8年6月19日
契約の相手方の決定方法及び選定基準		(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定された者であること。 (2) 「契約担当職員が特に必要と認める事項」を確実にかつ適切に行える見込みがあること。 (3) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること。 (4) 特定随意契約参加申込書を提出し、本市の審査に適合すること。